

国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質

発令 … 平成18年12月15日号外環境省告示第148号
 最終改正… 令和3年4月19日号外環境省告示第39号

一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）別表第一第一号ロの規定に基づき海洋環境の保全の見地からX類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数
(1) N—(ニ—アミノエチル)—ニ—アミノエタノール、トール油脂脂肪酸及び硫酸ジエチルの反応生成物（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	一〇、〇〇〇
(2) アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が十二のものを含む炭素数が十から十八までのものの混合物に限る。）	二五、〇〇〇

(3) ニ—アルキル—一—ベンジル—四・五—ジヒドロー—ヒドロキシエチル—イミダゾリウムクロリド（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	一、〇〇〇
---	-------

(4) アルキル—一—ベンジル—ピリジニウムクロリド（アルキル基の炭素数が一又は二のもの及びその混合物に限る。）（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	一、〇〇〇
---	-------

(5) アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が三から十一までのものの混合物に限る。）並びにアクリレートポリマー及びフェノールホルムアルデヒドポリマーの混合物の混合物（アクリレートポリマー及びフェノールホルムアルデヒドポリマーの混合物の濃度が三十三重量パーセント以下のものに限る。）	二五、〇〇〇
--	--------

二 令別表第一第二号ロの規定に基づき海洋環境の保全の見地からY類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数
<p>(1) アクリル酸、酸化エチレン、酸化プロピレン、四ターシャリブチルフェノール、ホルムアルデヒド及び無水マレイン酸の共重合体のキシレン及びナフサを溶媒とする溶液（濃度が六十五重量パーセントのものに限る。）（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）</p>	一
<p>(2) アクリル酸、ジエチレントリアミン及びトール油酸の反応生成物のエチレングリコール溶液（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）</p>	一
<p>(3) アルミン酸ナトリウム溶液（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）</p>	一〇
<p>(4) イソプロピルアルコール、トール油（蒸留物に限る。）、ドデシルベンゼンスルホン酸錯体のナフサを溶媒とする溶液、ポリアルキレンポリアミン及びリノール酸二量体の混合物（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）</p>	二五

<p>(5) ジエチレントリアミン五酢酸五カリウム塩溶液（濃度が四十重量パーセントのものに限る。）（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）</p>	一
<p>(6) ジエチレントリアミン五メチレンホスホン酸アンモニウム塩溶液（濃度が六十重量パーセント以下のものに限る。）</p>	一
<p>(7) ジエチレントリアミン五メチレンホスホン酸五ナトリウム塩溶液（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）</p>	一
<p>(8) 三―（三・五―ジ―ターシャリ―ブチル―四―ヒドロキシフェニル）プロピオン酸アルキルエステル（アルキル基の炭素数が七から九までのもの及びその混合物であつて、他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）</p>	一〇
<p>(9) ジプロピレングリコールジベンズアート（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）</p>	一〇

(10)	シンナムアルデヒド（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	一
(11)	炭酸カリウム溶液（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	一
(12)	トリエタノールアミン及びトール油酸の反応生成物（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	一
(13)	ナトリウムメトキシド（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるもの（濃度が二十一重量パーセント以上三十重量パーセント以下のメチルアルコール溶液を除く。）に限る。）	二五
(14)	ヘキサヒドロ一・三・五トリエタノール一・三・五トリアジン溶液	一〇
(15)	ヘキサヒドロ一・三・五トリメチル一・三・五トリアジン溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。）	一〇
(16)	ほう酸（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸	二五

	送されるものに限る。）	
(17)	ポリアルケンスルホン酸ナトリウム塩溶液（アルケニル基の炭素数が十六から十八までのものの混合物に限る。）	一〇〇
(18)	ポリアルケンスルホン酸ナトリウム塩（アルケニル基の炭素数が二十から二十八までのもの及びその混合物に限る。）（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	一
(19)	ポリエーテルのほう酸エステル（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	一〇
(20)	ポリ（オキシエチレン） ドデシルエーテル硫酸ナトリウム塩溶液	一〇
(21)	ポリオキシエチレンノニルフェニルエーテルリン酸エステル（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	一〇
(22)	二―メルカプトエタノール	二五
(23)	メルカプト酢酸（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	一

(24) ヨウ化カリウム（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	二五
---	----

三 令別表第一第三号ロの規定に基づき海洋環境の保全の見地からZ類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数
(1) 三ーアミノプロピルトリエトキシシラン（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	○
(2) 塩化カルシウム溶液（濃度が三十五重量パーセント未満のものに限る。）	○
(3) 塩化ナトリウム溶液（濃度が三十重量パーセント未満のものに限る。）	○
(4) 魚副産物（生鮮のものに限る。）	○
(5) フィッシュサイレージ（ぎ酸の含有量が三重量パーセント以下であつて、酸化防止剤を含むものに限る。）	○

(6) ヘキサントリカルボニトリル	○
(7) ポリ（Lーアスパラギン酸）のナトリウム塩水溶液（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	○
(8) マレイン酸及びアリルスルホン酸の共重合体のナトリウム塩並びにホスホン酸塩の混合溶液（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	○

四 令別表第一の二第十九号の規定に基づき海洋環境の保全の見地から有害でないものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数
(1) アクリル酸及びジアリルジメチルアンモニウムクロライドの共重合体のナトリウム塩水溶液（分子量が千五百から四千までのもの及びその混合物であつて、他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送される。）	○

るものに限る。)	
(2) 酸化ビスマス(他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。)	○